

令和3年（ネ）第605号 新安保法制違憲国家賠償請求訴訟 事件

控訴人 [REDACTED] ほか

被控訴人 国

控訴人準備書面（33）

2022（令和4）年1月19日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 福崎博 孝

同 吉田良 尚

同 森永正 之

同 今井一 成

同 増崎勇 太

ほか



【目次】

第1 はじめに	3
第2 飯島滋明名古屋学院大学教授の意見書（甲B第126号証）の概要	3
1 はじめに	3
2 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘①－平和的生存権	3
(1) 序	3
(2) 憲法前文規定の「権利」を理由もなく「理念」等に貶めた欠陥	4
(3) 憲法9条が同前文や同13条とともに平和的生存権の根拠となること	4

(4) 憲法13条に関する判示における論理のねじれ等.....	4
(5) 平和的生存権の内容と裁判規範性に関する考察等.....	5
(6) 現実を直視たうえで「平和的生存権」について検討する必要性.....	6
3 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘②－憲法改正・決定権.....	6
4 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘③－人格権.....	7
5 安保法制違憲訴訟でのあるべき「違憲審査」.....	8
6 先進国における裁判所の役割－「市民の権利自由」の擁護者.....	8
第3 宮崎礼壹氏の陳述書（甲B127）の概要	9
1 はじめに	9
2 台湾有事の問題について	9
3 集団的自衛権行使容認以外の「改正」点について	11
(1) いわゆる米艦防護について	12
(2) 共同宿営防護について	12
(3) PKO法の任務拡大…治安維持、駆け付け警護及び任務遂行妨害排除型武器使用について	13
第4 小西洋之参議院議員の意見書（甲Bの128号証～130号証）の概要	14
1 はじめに	14
2 新安保法制の違憲性に関する意見書（甲Bの128の1）	14
(1) 平成26年7月1日閣議決定による集団的自衛権の容認	14
(2) 7. 1閣議決定における昭和47年政府見解の援用	15
(3) 昭和47年政府見解が集団的自衛権を容認していないこと	16
(4) 新安保法制の違憲性	16
3 原告らの具体的権利侵害に関する意見書（甲Bの129の1）	17
(1) 序	17
(2) 平成29年から平成30年に北朝鮮が日本を武力攻撃の対象と明示したこと	17
(3) 日本政府も北朝鮮に対する集団的自衛権行使を想定していたこと	18
(4) 原告らの生命、身体に対する具体的危険の存在	19
4 司法権による憲法判断の必要性に関する意見書（甲Bの130の1）	19

第1 はじめに

本準備書面は、専門家の意見書の要約です。
いずれも、近時書き起こされたものです。
「第2」では、名古屋学院大学教授である飯島滋明氏の
「第3」では、元内閣法制局長官である宮崎礼壹氏の
「第4」では、参議院議員の小西洋之氏の
各意見書であり、各氏の専門的知見に基づいて新安保法制が違憲であることについて鋭く述べるものです。

第2 飯島滋明名古屋学院大学教授の意見書（甲B第126号証）の概要

1 はじめに

飯島滋明名古屋学院大学教授（以下「飯島教授」という。）は、憲法及び平和学等に関する研究者であるところ、安保法制に関する（元）自衛官等の聞き取りを行い、その結果を踏まえた憲法的な結論として「安保法制」の憲法適合性についても著書や論文等を発表してきました。

そして、同教授は、令和3年9月3日、福岡地方裁判所にて、安保法制の憲法適合性を中心に証言しました（甲B第123号証）。

また、同教授は、安保法制の憲法適合性に加えて、長崎地裁令和3年7月5日付判決（以下「長崎地裁判決」という。）について分析・評価し、その根本的誤りを指摘しています（甲B第126号証）。ここでは、福岡地方裁判所での証言内容を基礎におきつつも、長崎地裁判決について詳細に分析・評価を加えた甲B第126号証「意見書」について概説します。

2 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘①－平和的生存権

(1) 序

飯島教授は、全国各地で提起された安保法制違憲訴訟の判決の中でも、「『長崎地裁判決』は認識や法理論の粗雑さでは群を抜いてひどい」と評価しています。

そのうえで、以下のとおり、長崎地裁判決の複数の問題点を指摘しています。

(2) 憲法前文規定の「権利」を理由もなく「理念」等に貶めた欠陥

「憲法前文には、恒久の平和を念願し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有することを確認する旨が記載されているが、これは、憲法の基本的精神及び理念を表明したものであり、それ自体が直ちに個々の国民の具体的な権利の根拠となるものではない」との判示（26頁）に関し、飯島教授は極めて問題があると指摘しています。すなわち、憲法前文が明確に「権利」とするものを、十分な理由も示さずに「基本原理」や「理念」に貶めた点は致命的欠陥といえます。

(3) 憲法9条が同前文や同13条とともに平和的生存権の根拠となること

平和的生存権の法的根拠として憲法9条を援用することについて、「国家の統治機構・統治活動について定めたものであり、個々の国民に対する具体的な権利の根拠となるものではない」とした判示（26頁）に関し、飯島教授は、憲法9条は人権規定ではなく国家制度に関わる規定であるために直接的な「平和的生存権」の根拠規定ではないとしても、憲法前文の「平和」の意味を補充する役割を果たす点、具体的には「武力による平和構築」を排除している点で、憲法前文や13条とともに「平和的生存権」の法的根拠となると批判しています。

併せて、憲法前文の裁判規範性について、いわゆる砂川事件最高裁判決及び職務執行命令訴訟最高裁判決（平成8年8月28日判決 判例時報1577号26頁）を引用しつつ、比較法の見地及び立法者意思の見地から、最高裁判所が憲法判断をするに際して憲法前文を援用していることを看過されなければならない旨を指摘しています。

(4) 憲法13条に関する判示における論理のねじれ等

飯島教授は、長崎地裁判決が、憲法13条等が平和的生存権の根拠規定となりうるかを検討するとしながらこれを検討せず、国民に対する具体的危険がないとして「平和的生存権」の侵害はない旨の判示をした点に関し、自ら課した「設問」と「回答」にねじれのある論理構成をしていると指摘しつつ、①テロや戦争の危険性を裁判所は分かるのか、②たとえば朝鮮戦争が再発すれば裁判所は安保法制に関して判決を下すことができるのか、③憲法前文の平和的生存権を正確に理解していないのではないかという、

3つの疑問を投げかけています。

①に関し、長崎地裁判決は「他国による武力攻撃」や「テロリズム」の「蓋然性が高いことは認められず」と判示しています。これに対し、飯島教授は、2001年アメリカ同時多発テロ、2021年アメリカ軍のアフガニスタン撤退等を具体的に例示しつつ、CIAやアメリカ軍でさえ把握できないテロや戦争の危険性を日本の裁判所が把握できるはずもないことを鋭く指摘しています。

②に関し、長崎地裁判決は「実際には朝鮮戦争は再発しておらず、その余の点についても、諸情勢に基づく予測の域を出るものではないから、戦争被害の危険はいまだ抽象的なものにとどまるといわざるを得ず、原告らの主張を採用することができない」と判示しています。これについても、飯島教授によれば、戦争勃発後には裁判所は何ら有効な手を打てず、だからこそ具体的危険性が発生していない段階で「安保法制」について憲法判断を下し、「国民の生命」（憲法13条）等を守ることが裁判所には求められているのです。

③に関し、飯島教授は、長崎地裁判決が「戦争やテロ」の危険性や蓋然性という、物理的な危険性や蓋然性にだけ言及し、心理的・精神的な「おそれ」を平和的生存権の内容と認識していない点を指摘しつつ、憲法前文の文言を根拠に、「恐怖」という「心理的・精神的因素」も「平和的生存権」の内容となること、「恐怖」から免れることも「平和的生存権」の内容であることを明らかにしています。そのうえで、河野克俊前統合幕僚長の発言や「水陸機動団」のある長崎県相ノ浦は最初に攻撃対象となるという軍事的常識を踏まえつつ、政府の行為が引き金となって日本自体が攻撃対象、あるいは個人がテロの対象となる恐れが現実的に生じる可能性があり、そのことを危惧する状態が生じている際には「平和的生存権」の侵害が生じていると評価できることを具体的に指摘しています。

(5) 平和的生存権の内容と裁判規範性に関する考察等

飯島教授は、深瀬忠一北海道大学名誉教授による平和的生存権の内容と裁判規範性に関する研究を分かりやすく整理し、紹介しています。

さらに、飯島教授は、日本国憲法がアジア・太平洋戦争の歴史的経緯か

ら「個人の尊厳」（憲法13条）を中心とする権利・自由を守り、そのために「政府に戦争をさせない」とこととしたこと、そのための「制度」として明記されたのが憲法9条であり、「人権」という形で明記したのが憲法前文の「平和的生存権」であることを明らかにしています。そのうえで、飯島教授によれば、平和的生存権の中核は「戦争や軍隊に生命、安全、健康などを奪われたり脅かされない権利」であり、極めて明確であるにもかかわらず、長崎地裁判決等はこの点を正確に認識していないのです。

(6) 現実を直視たうえで「平和的生存権」について検討する必要性

飯島教授は、長崎地裁判決には、他の安保違憲訴訟事件判決と同様に、軍事の常識と現実を踏まえていない、あるいはその危険性を過小評価しているという致命的欠陥がある点を指摘しています。

飯島教授によれば、①日本が攻撃されてもいないのに、アメリカと一緒に武力を行使することが法的に可能とされたこと、②その当然の結果として、日本自体が攻撃対象となること、③軍事攻撃やテロはいつ起こるか分からぬこと、こうした軍事常識を踏まえ、攻撃対象となる危険性におびえざるを得ない市民が生じている現実が現に存在しているのです。

このように、原告となった市民の「平和的生存権」が侵害されているのは明白なのに、長崎地裁判決は「軍事の歴史や常識」をわきまえない結果、原告たちへの「平和的生存権」侵害を認定しなかったと批判しています。

3 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘②—憲法改正・決定権

飯島教授は、ナチス独裁の道を開いた「授権法」の例を引きながら、憲法改正手続を経ずに憲法の実質的価値を変えることの危険性を指摘します。

さらに、飯島教授は、芦部信喜東京大学名誉教授等の見解を紹介しつつ、憲法96条の国民投票制が国民主権原理と結びついていること、それゆえ、憲法96条で明記された「国民投票」を経ないで憲法の平和主義を実質的に改正するに等しい効果をもたらす法律の制定をすることは、国民主権原理に反し、主権者である国民の意志表明の機会を奪うことになり、「憲法改正・決定権」の侵害にあたることを指摘しています。

そして、長崎地裁判決が「憲法改正国民投票」の発議がない以上、国民が

「実質的憲法改正がされたか否か」を訴訟で問うことは「抽象的違憲審査」になる、つまり「実質的改憲」の是非を問う主権者の権利は「権利」でないと判示した点について、飯島教授は、このような理論がまかり通るようになれば、国会は憲法改正国民投票にかけずに憲法の実質的価値を改変する法律を次々と制定することとなると危惧するとともに、国民主権の歴史的進展に逆行する判決であると厳しく批判しています。

4 長崎地裁判決に対する評価及びその問題点の指摘③－人格権

飯島教授は、人格権の内容に関し、判例及び学説を紹介のうえ、各原告の生い立ちや経験、職業などを考慮し、個別・具体的に検討する必要があるとして、原告の属性ごとに、安保法制による人格権侵害の具体的態様について詳細に論じています。

そのうえで、長崎地裁判決が法律制定そのものが精神的苦痛を与えるものではないと判示したことに対し、飯島教授は、裁判所が現実にきちんと向き合わない結果、原告の精神的被害を適切に認定できなかった判決と言わざるを得ないと批判しています。とりわけ「原爆」の実体験をされた原告らは、「戦争」を再び想起させる「安保法制」の制定そのものにより、再び悲惨な戦争体験を呼び起こされ、心理的苦痛を余儀なくされた現実を「長崎地裁判決」は正しく捉えていないといえます。

また、飯島教授は、子どもや孫の世代を思う原告について、全身の愛情を注いで育てた子どもや孫には平和な生活を送ってほしいと願う両親や祖父母たちの気持ちは「人格権」で保障されるべきものであるところ、安保法制の制定は母親や祖母のこうした気持ちを踏みにじるものであり、「生命権・身体権及び精神に関する利益としての人格権」、「平穏生活権」を内実とする「人格権」を侵害すると評価しています。加えて、教え子が自衛官となつた教師について、安保法制の制定は子どもたちには戦場に行かずに幸せな生活を送ってほしいとの教師の切実な願いを脅かすものとなり、教師の「人格権」も侵害すると評価しています。さらに、基地周辺住民について、前出の河野克俊元統合幕僚長氏の発言から、その不安感が決して杞憂ではないことを明らかにしています。

5 安保法制違憲訴訟でのるべき「違憲審査」

飯島教授によれば、むやみやたらに「違憲審査権」を裁判所が行使するのは問題としても、「付隨的違憲審査制」であることに固執し、全く違憲審査権を行使しないというのも「違憲審査制」の意義からすれば適切ではありません。そして、「違憲性」や「事件」が極めて重大であり、「影響の範囲」が極めて広範にわたる場合、「憲法尊重擁護義務」（99条）を負う裁判所は違憲審査権行使し、のちの「平和蹂躪」「人権蹂躪」の危険性を断ち切ることが求められるのです。

一方、長崎地裁判決は、「付隨的違憲審査制が採用され、抽象的違憲審査制が採用されていない我が国において、内閣による閣議決定や国会による立法行為が違憲であると認識したとしても、これに対する抽象的な違憲審査は許されないことからすると、上記のような立法行為等の違憲性を認識したことによる精神的苦痛は、付隨的違憲審査制を採用したことに伴う内在的制約として、国賠法上保護された権利又は法的利益に当たるということはできず」と判示しました（28頁）。これに対し、飯島教授は、この判示を認めれば、「国賠法上保護された権利又は法的利益に当たる」権利であっても、訴訟制度によっては救済が得られないことになること、個々の権利が「国賠法上保護された権利又は法的利益に当たる」かどうかは訴訟制度によって決定されるべきものではなく、むしろ権利によって決められるべきものであることを指摘しています。

6 先進国における裁判所の役割—「市民の権利自由」の擁護者

飯島教授は、アメリカやフランスなど、政治的先進国と見做される国では、裁判官たちは「市民の権利・自由の擁護者」「憲法の番人」としての役割に矜持を持ち、時の政府に忖度することなく、積極的に違憲・違法判決を下してきたこと、そうした対応は多くの市民にも好意的に評価されていることを紹介しています。

一方で、長崎地裁判決を含む安保法制について判決を下してきた裁判官たちについて、「市民の権利・自由の擁護者」「憲法の番人」としての誇りが感

じられず、時の政府に忖度する姿勢しか感じられないと批判しています。

貴庁に対しては、「市民の権利・自由の擁護者」「憲法の番人」としての役割を果たすことを期待したいと思います。

第3 宮崎礼壹氏の陳述書（甲B127）の概要

1 はじめに

宮崎礼壹氏は、この陳述書で、まずこれまでに提出した陳述書（甲B72）で述べた

- ① 集団的自衛権行使は憲法第9条の文言に明確に反すること、
- ② 憲法制定以来の政府答弁と国会審議により確立していた憲法9条解釈にも明確に反すること、
- ③ 「存立危機事態」なる要件が実質無限定であるのみならず、立法者の立場に立ってさえ、憲法上の不安定さのゆえに、かえって日本の存立を危うくするものであることを確認したうえで、
さらに、
- ④ 新たな重大な状況の進展として、近いうちに想定される台湾有事における米国の武力行使への日本政府のコミットメントということがあり、集団的自衛権行使容認の危険性と非合理性について述べ、
- ⑤ 集団的自衛権行使容認以外の「改正」点についても、実はその多くは、いわば集団的自衛権行使容認と「セット」で、「シームレス」に導入された規定であって、新安保法制は、集団的自衛権行使容認に発する違憲性を全体として色濃く帯びている、
と述べています。

2 台湾有事の問題について

台湾有事の問題について、宮崎氏は以下の通り述べています。

米国の対中戦略はここ1,2年の間に大きく転換し、中国の軍事的脅威は増すばかりであるとの総括の下、「同盟国」とともに中国に対する軍事的圧力を強化することによって屈服させるしかない、ということになって、2021年に入ってからその動きはさらに加速しています。

3月9日には、米軍インド太平洋司令官が米国議会で向後6年内に中国が台湾への武力侵攻を目指す可能性が高いと述べ、同月のいわゆる2+2や4月の菅・バイデン共同声明において、中国問題に言及し、後者では「台海海峡の」平和と安全の重要性なる主題に明文で言及しています。

その後も、麻生副総理や吉富元陸将や防衛相防衛研究所の高橋防衛研究室長が、台湾有事において我が国が当事者としていかに行動すべきかに言及しており、「安保法制」成立後初めて具体的な時間的日程と場所を特定して、我が国の集団的自衛権行使の可能性が日程に上ったことの重大性は計り知れないと述べています。

台湾有事は、遠い中東等での出来事とは違い日本の運命に直結していて、一度ことが始まってしまえば、予想される事態の展開は一本道です。

すなわち、

- ① 中国が台湾の武力統一に乗り出す。
- ② 台湾は米国に集団的自衛権を発動して中国軍を撃退してもらいたいと要請する。
- ③ 米国は台湾の要請を受け、集団的自衛権行使として中国軍や沿岸ミサイル基地を攻撃する。
- ④ 中国はこれに対し内政干渉であり、国際法上違法な武力攻撃であるとして個別的自衛権行使するとして米艦船等米軍に対して反撃を行う。
- ⑤ 米国はこの中国の攻撃を国連憲章51条の違法な武力攻撃であるとして自衛権行使を名目に自ら中国大陸本土に対する「反撃」を始めるとともに、
- ⑥ 日本をはじめとする「同盟国」に集団的自衛権行使を要請する。
- ⑦ 日本は、対米約束に従い、集団的自衛権行使に踏み切り、中国に対する武力行使を開始する。
- ⑧ 中国の反撃はわが国全土に及びうる。
- ⑨ 我が国も当然のことに関連し全面戦争になる。

宮崎氏はこのような可能性を前にして、我々が考えなければならないの

は、集団的自衛権行使が憲法9条の下では許されない戦争行為であることに加えて、大きく以下の2点があると指摘します。

一つは、国連憲章51条が許容する個別的・集団的自衛権行使は、その国家に対する「急迫かつ不正」な「武力攻撃」が発生していることが前提ですが、米軍は先行的に武力行使をして相手国から反撃を受けたからといって、これをもって「急迫」な「武力攻撃」を受けたと主張する資格があるのかという点にまず深刻な疑問があるということです。それに加えて、台湾有事に関しては、米軍の軍事行動の正当性についても、中国の立場からすれば「中台間の問題は国家間の国際紛争ではなく、国内問題である。」と主張します。少なくとも法律論として、米国の論理だけが正しいとは言い切れないのではないかということです。

もう一つは、集団的自衛権行使合憲の立場に立ったとしても、これを行使して開始した武力抗争において、相手から武力による反撃を受けた場合、まさかこれを「急迫」不正の侵害として個別的自衛権行使するわけにはいかないだろうということです。

宮崎氏は、中国の台湾武力解放なるものを支持しているわけでも、やむを得ないものと思っているわけでもなく、台湾自身が武力で抵抗することは、全く正当だと思っています。しかし、本来、局外国である日本が、そして憲法9条を持つ日本が、武力をもってこれに介入する、その準備にかかっていることは誤りであると指摘しています。

そして、まさかそのような事態にはなるまいと思いたいが、今年に入って進行している政治日程は急速にそこに向かっていると考えざるをえず、それはすべて、憲法違反の集団的自衛権行使容認規定ができたことによるものであると述べています。

3 集団的自衛権行使容認以外の「改正」点について

さらに宮崎氏は、いわゆる米艦防護（自衛隊法）、宿営地防護（PKO法、重要影響事態法、「平和協力支援法」）、駆け付け警護（PKO法）、治安維持任務等導入（PKO法）についての問題点を指摘しています。

すなわち、これらは、いずれも正面から「武力行使」を認めるものではあ

りませんので、宮崎氏は、その限りで直ちに明白に憲法に違反するとまでは考えていませんが、海外における自衛隊の部隊活動をいかに憲法9条の枠内にとどめることができるかに関する様々な「歯止め」の設定を、それぞれ質的に踏み越える要素を持つ重大な「改正」であって、その運用上、憲法違反に至るおそれをはじめから包含するものとの指摘をしないわけにはいかないとしています。

(1) いわゆる米艦防護について

新設された自衛隊法95条の2の米軍武器等防護任務の実質的問題点は、米軍武器等防護任務が、海外で他国の国民に対し発動されても憲法9条に反しないというためには、「自衛隊装備の防護にすら要求される①『事前危険回避義務』②『事後追撃禁止』等が同法95条の場合と同等以上に厳守されなければならないはずであるのに、その保証があるのか」ということです。

この要請は、自衛官だけが守ればよいというものではなく、当の米軍自体にも守ってもらうのでなければ、憲法9条違反にならないという政府の説明の前提が崩れることになります。このように、自衛隊法95条の2は、少なくとも海外において他国の国民に対して用いられる場合には、初めから憲法9条違反の武力行使に該当してしまう危険性をはらんでいる規定であると述べます。

そして、来るべき台湾海峡の軍事的緊張の増大に応じ、同海峡を巡回する米国艦船のためにこの規定を活用することが取りざたされていますが、そのような状況であればなおのこと、その「覚悟」（「戦闘行為だと明確に認定できない→認定しない限りは、そのような戦闘行為ではない」として防護任務を遂行するという覚悟）がなければまず使えない条文となるであろうと述べています。

(2) 共同宿営舎防護について

これに関する規定は、PKO法、重要影響事態法、平和協力支援法に揃って新設されました、「宿营地」の広さに限定はありませんし、その宿营地に宿営する自衛隊以外の要員は各主権国家から派遣してきた要員たちですから、従来の武器使用規定の根幹であった「自己とともに現場に

所在する」という性質も、「自己の管理下に入ったもの」という性質も有していません。要するに、結局当該宿営地に対し「攻撃」があった時は当該外国の部隊の要員と「共同して」武器を使用することができるということは、自衛隊の部隊そのものに直接の危険がなくても、当該他国部隊要員を攻撃から防護する、進んで武器使用することができるということを意味しています。すなわち従来「自己保存のための自然的権利」と説明されてきた理由づけでは説明できません。

加えて当該他国部隊要員による反撃が、我が危害要件などを顧慮しないでなされるであろうことは必然であって、攻撃者が国家やいわゆる国に準ずる者であった場合、その排除のための反撃が、そのまま国際法上の「武力行使」に該当する可能性を否定できませんし、それと「共同」して武器使用をするわが自衛官も、即憲法違反の武力行使をしているとの色合いを帯びざるを得ないこととなります。そして、そういうことにならない歯止めがあるのか疑問であると指摘しています。

(3) PKO法の任務拡大…治安維持、駆け付け警護及び任務遂行妨害排除型武器使用について

新安保法制は、PKO法を拡大改正し、他国の領域での治安維持業務を自衛隊に行わせることとともに、他国軍からの要請がある場合における自衛隊による「駆け付け警護」業務の創設を行いました。これらには、「任務遂行に対する妨害を排除するための武器使用」容認規定の創設が随伴しています。

「治安維持任務」について述べると、そのような場所は治安が悪いところに決まっているのであって、自衛隊の進駐と存在そのものが、種々の未解決の不満の攻撃先・はけ口となって新たな紛争を発生させる恐れをはじめから胚胎している新任務です。

「駆け付け警護」も、例えば非武装の業務に従事する人々からの救援要請に応じるといった制度構築もあったかもしれません、軍事的活動ないし治安維持業務を行う他国軍隊ないし治安部隊からの要請を除外していませんし、むしろそちらの方に重点を置いた立法のように見えます。

しかし、憲法9条のような制約のない他国部隊が外国の領土で危急に陥

っているとき、憲法9条の制約のある自衛隊が駆けつけて何をどこまでやろうというのか、と述べています。

そして、その「治安維持任務」と「駆け付け警護」の実効性を確保するために、従来の「自己保存型」の武器使用では足りないとされ、「任務遂行のための武器使用」の根拠規定が同時に導入されています。

「現に戦闘が行われている現場では行わない」とか「停戦と停戦合意の存在」とかいう形で極めて観念的・抽象的に設定されている前提がひとたび崩れ、あるいは疑問符が付けば、一気に日本国による「武力行使」という性質を帯びる武器行使を行っていることになってしまい、かつその状況から容易に足も抜けないという危険性をはらんでいると指摘し、「新安保法制」で追加されたこれらの規定も憲法9条上の問題を免れていないとしています。

第4 小西洋之参議院議員の意見書（甲Bの128号証～130号証）の概要

1 はじめに

小西洋之参議院議員（以下「小西議員」といいます。）は、外交防衛委員会に所属する参議院議員であり、日本公法学会、全国憲法研究会及び憲法理論研究会の会員でもあります。同議員は、国会議員として知りえた資料や国会答弁等に基づき、新安保法制が違憲であることや、新安保法制の制定によって日本に対する武力攻撃やテロ攻撃の現実的危険が生じていること等を主張する3本の意見書（甲Bの128号証～130号証）を作成しています。

以下、小西議員が作成した意見書の内容を概説します。

2 新安保法制の違憲性に関する意見書（甲Bの128の1）

（1）平成26年7月1日閣議決定による集団的自衛権の容認

安倍内閣は、平成26年7月1日、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定（甲Bの128の3、以下「7.1閣議決定」といいます。）を行いました。

すなわち、7.1閣議決定は、従来の政府見解の基本的論理を維持する

としつつ、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。」として集団的自衛権行使の容認が合憲であると宣言しています。

新安保法制は、この7.1閣議決定の見解に基づき、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を存立危機事態と定め（武力攻撃事態等対処法2条4号），存立危機事態における自衛隊の防衛出動及び武力行使を認めました（自衛隊法76条1項2号及び88条）。

(2) 7.1閣議決定における昭和47年政府見解の援用

7.1閣議決定は、集団的自衛権の容認は従来の政府見解の基本的論理に基づくものであると主張しています。そして、従来の政府見解の基本的論理の内容として、昭和47年10月14日に政府から参議院決算委員会に対して提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」（甲Bの128の4、以下「昭和47年政府見解」という。）を援用しています。

しかしながら、昭和47年政府見解は、「（自衛の措置は、）あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものである」と述べるにすぎず、集団的自衛権の容認をこの資料から読み取ることはできません。

にもかかわらず、安倍内閣は、昭和47年見解の「外国の武力攻撃」という文言が、我が国以外の他国に対する武力攻撃を含む趣旨であり、7.1閣議決定が従来の憲法解釈を逸脱するものではないと国会答弁等において主張しています。

(3) 昭和47年政府見解が集団的自衛権を容認していないこと

小西議員は、以下のとおり様々な資料に基づき、昭和47年見解は集団的自衛権を容認しておらず、安倍内閣の主張が誤りであることを指摘しています。

まず、昭和47年政府見解の作成者である吉國內閣法制局長官及び真田内閣法制局次長（いずれも当時）は、昭和47年の国会答弁において、集団的自衛権の行使が違憲であると明言しています（甲Bの128の8）。また、同じく昭和47年政府見解の作成者である角田内閣法制局部長（当時）も、後の内閣法制局長官時代に集団的自衛権行使が憲法上容認されないことを明言しており、さらに新安保法制の制定に関する報道機関の取材に対し、昭和47年政府見解が集団的自衛権を容認する趣旨はなかったと述べています（甲Bの128の9～128の11）。

次に、昭和47年政府見解作成の約1週間後に吉國內閣法制局長官らが決裁した防衛省政府見解（甲128の12）においても、自衛権発動の要件が「我が国に対する」急迫不正な侵害であること（すなわち、他国に対する武力攻撃を含まないこと）が明記されています。

以上の通り、昭和47年政府見解が集団的自衛権を容認していないことは明らかです。

7.1閣議決定は、昭和47年政府見解がたまたま武力攻撃の対象を明記していないことに乘じて、他国に対する武力攻撃を含むという解釈を主張していますが、そのような解釈は文言の恣意的な読み替えであり、論理の捏造というほかありません。

(4) 新安保法制の違憲性

このように、新安保法制の存立危機事態条項は、適正な法解釈の範囲を逸脱した不正な解釈の産物であり、国民主権及び法の支配の理念に照らして重大かつ明白な瑕疵があります。

また、7.1閣議決定自身が認めるとおり、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められます。そして、昭和47年政府見解に代表される従来の政府見解は集団的自衛権を否定してきたのであって、7.1閣議決定が主張する憲法解釈はその法的正当性及び憲法適合性を主張で

きるものではありません。

そして、存立危機事態条項が存在する限り、将来において集団的自衛権は行使され、国民に対する殺傷等が生じることとなります。

法的正当性及び民主的正当性を欠く新安保法制のもとで、そのような事態が生じようとしているにもかかわらず、平和的生存権の具体的権利性を否定することは、憲法保障及び人権保障を使命とする裁判官の自己否定にほかなりません。

さらに、新安保法制の制定は、法解釈の範囲を逸脱する論理の捏造により憲法9条を潜脱し、武力行使を解禁して再び国民に戦争の惨禍が生じさせるものです。このような行為は、特に過去の戦争体験や現在の社会的立場等によって憲法9条及び平和主義に人格的価値を有している者にとって、人格権を著しく侵害する行為にあたるというべきです。

裁判所においては、平和憲法たる日本国憲法の根本趣旨の適用を誤ることなく、適正な判決を下すことを求めます。

3 原告らの具体的権利侵害に関する意見書（甲Bの129の1）

(1) 序

新安保法制の違憲性を主張する訴訟は全国の各裁判所で提起されていますが、すでに多くの裁判所で、原告らに具体的な権利または法律上保護された利益への侵害が認められないという理由で請求が棄却されています。

そして、いずれの判決においても、我が国が他国から武力行使の対象とされているものとは認められず、原告らの主張する戦争やテロ攻撃の恐れが切迫し、原告らの生命、身体の安全が侵害される具体的危険が発生したとは認めがたいという旨の判示がされています。

本意見書では、政府答弁等の根拠資料に基づき、集団的自衛権行使を容認する7.1閣議決定及びそれに基づく安保法制の存立危機事態条項によって戦争等の具体的危険が発生していることが示されています。

(2) 平成29年から平成30年に北朝鮮が日本を武力攻撃の対象と明示し

たこと

もともと、北朝鮮は、在日米軍基地については有事の際に攻撃対象とするとの意思表明をしてきましたが、日本そのものを国防政策上の武力攻撃の対象と確定的に明示することはありませんでした。

ところが、集団的自衛権行使を容認する新安保法制の制定を受けて、平成28年度から平成29年度にかけて米軍と自衛隊の共同訓練（以下「共同訓練」といいます。）が多数行われました（甲Bの129の4）。

北朝鮮は、この共同訓練を受けて、「日本列島を核爆弾で海中に沈める」など、日本を攻撃対象とする声明を繰り返し発表するようになりました（甲Bの129の2）。北朝鮮の声明の中には、日米共同訓練の実施そのものが日本を攻撃対象とする理由であると明示する声明も複数あります。

（3）日本政府も北朝鮮に対する集団的自衛権行使を想定していたこと

平成29年には、北朝鮮は弾道ミサイルの発射や核実験の実施を行い、米朝間の緊張は非常に高まっていました。

当時、自衛隊の統合幕僚長を務めていた河野克俊氏は、新聞社のインタビューや自身の著書において、米軍が軍事行動に踏み切った場合に存立危機事態として集団的自衛権行使することも想定したと述べています（甲Bの129の7）。また、当時実施された共同訓練は、訓練の規模や韓国空軍の参加を踏まえれば、朝鮮半島有事における集団的自衛権行使を想定した訓練であったことは明らかです。

そして、仮に日本が集団的自衛権行使した場合は、北朝鮮の武力攻撃が日本に向けられることは疑いがありません。また、北朝鮮は、ミサイル攻撃等によって実際に日本に対して直接武力行使をする軍事能力も有しています。

日本政府が、北朝鮮によるミサイル攻撃の危険を現実的なものとして認識していたことは、当時内閣官房と消防庁を中心とする政府主導により、全国瞬時警報システム（Jアラート）の整備や、ミサイル攻撃を想定した避難訓練等が全国で行われていたことからも明らかです（甲Bの129の10～129の16）。

特に、平成29年11月22日に長崎県で実施された国民保護共同訓練では、「X国からの弾道ミサイルの発射・県内落下事案」を想定し、警察、消防、自衛隊等の関係機関による被災者救助の実動訓練や、住民避難訓練が実施されています（甲129の15の11頁～）。これらの機関が弾道ミサイル落下を想定して被災者救助訓練を行うのは初めてのことであり、長崎県が攻撃対象とされる危険がこれまでになく高まっていたことがわかります。長崎県に居住する原告らにとって、武力攻撃の被害者となる危険は、まさに現実的なものだったのです。

（4）原告らの生命、身体に対する具体的危険の存在

以上の事実を踏まえれば、集団的自衛権を容認する新安保法制の制定及びこれに基づく共同訓練の実施により、北朝鮮が日本を武力行使の対象とする現実的危険が発生していたのであり、これを否定するこれまでの棄却判決は誤ったものというほかありません。

したがって、裁判所においては、新安保法制の制定によって原告らの生命、身体等の安全に対する権利の侵害及び自身や家族が戦争に巻き込まれること等に対する精神的苦痛が社会通念上の受忍限度を超えて発生しており、具体的な権利侵害に至っていることを認めるべきであり、新安保法制の違憲性判断を回避することは許されないというべきです。

4 司法権による憲法判断の必要性に関する意見書（甲Bの130の1）

新安保法制の存立危機事態条項等が、法的解釈を逸脱する「論理の捏造」によって制定されたものであることは、意見書（甲Bの128の1）で論じたとおりです。そして、この新安保法制は、その制定過程においても、多くの問題を有しています。

新安保法制の根拠となる7.1閣議決定の案文は、閣議決定の前日に内閣法制局に送付され、内閣法制局は口頭で意見はない旨を回答したにすぎないことが国会答弁で明らかにされています。内閣法制局が7.1閣議決定の合憲性（憲法9条における集団的自衛権の許容可能性）を実質的に審査していなかつたことは明らかであり、法の番人としての役割を放棄してしまったといえます。

また、憲法9条については、戦後、立法府が主体となり、国会審議を通じて内閣の憲法適合性や憲法解釈の一貫性を監督し続けてきました。しかしながら、新安保法制の制定は、国会審議を行わず閣議決定のみで憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認したのであって、議院内閣制の否定にも等しいものといえます。

そして、参議院特別委員会の中央公聴会では、濱田邦夫元最高裁判事が存立危機事態条項の違憲を断言したにもかかわらず、それから一度も特別委員会を開催することもないまま、強行採決がされるに至りました。

このように、7. 1閣議決定及び新安保法制制定の過程は、行政府及び立法府の機能崩壊によってもたらされたものです。

我が国が法治国家として立ち直るためにには、司法権が担う憲法保障機能が全うされることが必要であり、さもなくば今後も政府と国会多数派による憲法違反、法律違反等が重ねられることとなります。

裁判所においては、そのことを理解いただいたうえで、司法権の使命を全うすることを求めます。

以上